墓地・納骨堂の経営許可申請について

薩摩川内市で墓地又は納骨堂を設けるためには、「墓地、埋葬等に関する法律」及び「薩摩川内市墓地、埋葬等に関する法律施行細則」に基づく市長の許可が必要です。

墓 地とは・・・墳墓を設けるために、墓地として都道府県知事(市にあっては市長)の 許可を受けた区域をいいます。(※<u>納骨式の墳墓</u>については墳墓の取扱い となるため、現在墓地でない場所に建立するためには、<u>墓地の経営許可</u> が必要です。)

納骨堂とは・・・<u>他人の委託を受けて</u>焼骨を収蔵するために、納骨堂として都道府県知事 (市にあっては市長)の許可を受けた施設をいいます。

1 許可基準

	墓地	納骨堂
1	道路・河川・海岸・鉄道又は軌道に沿わ	管理に便利な場所に設け、かつ、容易に
	ないで、人家その他人の多数集合する場	納骨堂と認められる構造であること
	所から100メートル以上離れ、飲料水	
	を汚染するおそれのない場所であること	
2	法人の場合:宗教法人又は公益法人等に	法人の場合:宗教法人又は公益法人等に
	限るものとし、将来的に安定した経営が	限るものとし、将来的に安定した経営が
	見込まれること	見込まれること
3	管理組合の場合: <u>組合員5人以上</u> の登録	管理組合の場合: <u>組合員5人以上</u> の登録
	があり、5基以上の墳墓を建立できる施	があり、5基以上の納骨設備を保有する
	設であること	施設であること
1	隣接地及び周辺人家等の所有者の同意が	隣接地及び周辺人家等の所有者の同意が
4	得られていること (<u>同意書が必要</u>)	得られていること
5	農地法等、他の法令で規制がある場合、	農地法等、他の法令で規制がある場合、
	それぞれの法令に基づく許可がなされて	それぞれの法令に基づく許可がなされて
	いること又は許可される見込みであるこ	いること又は許可される見込みであるこ
	۷	۲

[※] ただし、上記に該当しない場合でも、土地の状況等により支障がないと認めたとき は許可する場合があります。

	墓地	納骨堂
1	墓地経営許可申請書 (様式第1号) ※面積変更等の場合は、墓地の区域(施 設)変更許可申請書(様式第3号)	納骨堂経営許可申請書(様式第2号)※面積変更等の場合は、納骨堂の区域(施設)変更許可申請書(様式第3号)
2	申請地付近の略図(半径200メートル以内の区域で、敷地の境界・人家・学校・公園・道路・鉄道・軌道・河川・海岸・貯水池・井戸等の位置を表示し、かつ、これらとの距離を示したもの) ※申請地を朱書し、半径100メートルの範囲を示す朱線を記入すること	申請地付近の略図(半径500メートル 以内の区域で、敷地の境界・人家・学校・ 公園・道路・鉄道・軌道・河川・海岸・ 貯水池・井戸等の位置を表示し、かつ、 これらとの距離を示したもの)
3	申請地の公図(地籍図又は字図) ※隣接地が確認できるもの	申請地の公図(地籍図又は字図)
4	土地の全部事項証明書	土地の全部事項証明書
5	申請地の図面 (墓地の区域・墳墓割当・ 給排水設備・道路・管理施設・緑地及び 駐車場等を明らかにした図面)	建物の配置平面図、立面図及び構造仕様 書
6	申請地が借地の場合:所有者の <u>土地永代</u> 使用承諾書	申請地が借地の場合:所有者の <u>土地永代</u> 使用承諾書
7	隣接地所有者の 同意書	—
8	半径100メートル以内の人家及び施設 所有者の <u>同意書</u>	_
9	①管理組合の場合: 規約、組合員名簿(組合員5人以上) ②法人の場合: ・定款又はこれに準ずる書類 ・履歴事項全部証明書 ・公益法人の場合:理事会議事録 ・宗教法人の場合:責任役員会議事録 ※議事録等で組織としての意思決定が確認できること ※写しでも構わないが、必ず原本証明があること	①管理組合の場合: 規約、組合員名簿(組合員5人以上) ②法人の場合: ・定款又はこれに準ずる書類(寺則) ・履歴事項全部証明書 ・公益法人の場合:理事会議事録 ・宗教法人の場合:責任役員会議事録 ※議事録等で組織としての意思決定が確認できること ※写しでも構わないが、必ず原本証明があること。
10	土地が農地の場合: <u>農地転用許可申請書</u> <u>の写し</u>	土地が農地の場合: <u>農地転用許可申請書</u> <u>の写し</u>
11		建築基準法による建築確認済証
12	その他市長が必要と認める書類	その他市長が必要と認める書類
13	許可証交付手数料 200円	許可証交付手数料 200円

- ※ で囲まれた書類は、法務局等で取得することができます。
- ※ 着工後に申請となった場合は「遅延理由書」も提出してください。
- ※ 提出部数は『1部』です。